

さらに既存の「福祉・介護職昇給基準」を拡充しました。

福祉・介護職処遇改善加算（従来加算）が平成29年4月1日より、拡充されたことから、一定の昇格のしくみをつくり、その基準に沿った対応を実施してまいりましたが、さらに令和2年4月1日より昇格の基準を下記のとおり拡充を図りました。（※拡充部分は下線引きの個所になります。）

昇格の基準

入職後の経験年数を基準に昇給を決定する。

職 位	条 件	手当額	備 考
<u>介護福祉士</u> <u>統括主任</u>	人事制度による	<u>20,000円</u>	新設



職 位	条 件	手当額	備 考
主 任	人事制度による	<u>15,000円</u>	(旧) 10,000円 (新) 15,000円



職 位	条 件	手当額	備 考
<u>副主任</u>	人事制度による	<u>10,000円</u>	新設



職 位	条 件	手当額	備 考
主 事	大卒（短大） 5年～6年 高 卒 7年～9年	3,000円	主任職手当との重複支給はできない



職 位	条 件	手当額	備 考
一般職員	介護福祉士取得者への資格手当	10,000円	各種手当は給与規定（別表2）

（注1）副主任以上の役職は、介護福祉士等を取得した者とする。

（注2）新加算に伴う各種手当は、これらの現行加算とは別途支給されます。